

第1回 圧力容器規格委員会 議事録

・日時：平成18年9月1日（金）10：00～12：30

・場所：高圧ガス保安協会 第2・3会議室（7階）

・出席者（順不同、敬称略）

委員長：小林

副委員長：辻

委員：鴻巣、坂倉、寺田、青山、後藤、田原、酒井、鈴木、能登、矢野、
阿部、池原、荒川

オブザーバ：佐藤（旭化成エンジニアリング株）

K H K：鈴木、梶村、磯村、鳥越、小山田、加藤

・配布資料

資料1 圧力容器規格委員会委員名簿

資料2 高圧ガス保安協会定款

資料3 圧力容器規格委員会について

資料4 技術基準作成基本方針及び規格委員会規程について

資料5 技術基準作成基本方針

資料6 高圧ガス保安協会 規格委員会規程

資料7 技術基準策定手順書について

資料8 技術基準策定手順書（案）

資料9 技術基準整備3ヶ年計画（平成17～19年度）

資料10 圧力容器規格委員会における技術基準整備計画（案）

資料11 ねじ構造の強度設計基準に係る分科会及び解釈専門分科会の設置について

資料12 ASME Delegates 制度について

溶接施工方法の基準（1）KHKS0702

・議事概要

1. 挨拶

開催に先立ち、KHK鈴木部長から本委員会の概要説明、委員会開催が遅れた事情説明及び挨拶があった。

2. 委員紹介

委員、オブザーバ及びKHKの自己紹介を行った。また、事務局よりオブザーバは、

委員長の了解を得て発言することができるとの説明があった。

3．議題（1）委員長互選・副委員長指名

高圧ガス保安協会定款及び規格委員会規程に基づき、互選により小林委員が委員長に選任された。また、小林委員長が辻委員を副委員長に指名した。

小林委員長より、規格作成の重要性についての説明及び挨拶があった。

4．委員等倫理心得について

委員等倫理心得を通読した。

委員長より、中立性の確保とは、業界を代表する意見を述べてはいけないということではないので、委員各位の活発なご意見を期待していますとの委員等倫理心得について説明があり、出席者の理解を得られた。

5．議題（2）圧力容器規格委員会について

事務局より、資料2に基づき保安協会定款及び資料3に基づき圧力容器規格委員会の概要説明を行った。また、資料4に基づき資料5の技術基準作成基本方針及び資料6の規格委員会規程の概要説明を行った。その後、以下の意見交換があった。

（1）テクニカルレビューにおいて技術委員会の承認が得られないと規格は成立しないのか。

テクニカルレビューは、規格案に対する技術的評価を技術委員個人が行うものであり、コメントへの対応は必要であるが、技術委員会として承認することとは異なる。技術委員に対するパブリックコメント募集と考えるとよい。

（2）KHK Interpretations と KHKTD の承認手続きの違いは何か。

KHK Interpretations は、解釈専門分科会において承認され、委員会には報告事項となる。一方、KHKTD は、分科会で作成した原案を委員会に上申し、委員会において承認されることとなる。

（3）本委員会の審議対象に、設備の維持管理は含まれないのか。

維持管理については、一般高圧ガス保安規則が該当するため、原則として高圧ガス規格委員会が担当することとなる。しかし、製造時の基準に関わる内容については、本委員会において審議することもある。また、複数の委員会に関係する基準については、5つの規格委員会以外に委員会を設置し審議することがある。

（4）素案提案とは、どの程度のものを想定しているのか。

提案は、書面にて具体的に記述されているものを想定している。

（5）ISO/TC11の国内委員会は、本委員会の枠組みに含まれないのか。

当初、TC11の国内委員会も本委員会の枠組みに含むことを検討したが、委託事業の事務手続き等の関係から、組織上含まないこととした。しかし、KHKとしてはTC11及びJIS関係の委員会を総括的に運営していく予定である。

（6）協会規格(KHKS)は高圧ガス保安法上、どのような位置づけになるのか。

KHKS を作成したことが保安法を改正することにはならない。しかし、KHKS が例示基準のひとつとして指定された事例があることから、本委員会で審議していた規格が例示基準になることもあり得る。なお、例示基準とする際は、委員会の枠組みとは別に保安課との打ち合わせが必要となる。

6．議題（3）技術基準策定手順書について

事務局より、資料7に基づき資料8の技術基準策定手順書（案）の概要説明を行った。以下の意見交換の後、出席委員全員の賛成により技術基準策定手順書（案）及び資料1の委員名簿が可決された。

（1）分科会は規格毎に設置し、常設されるのか。

当面は、ねじ、非円形胴等の基幹規格以外について分科会を設置し、常設する予定である。将来的には、基幹規格となる圧力容器規格を常時監視、見直しを行う分科会を設置することも考えている。

（2）投票除外とは、どんな時に適用するのか。また、ASME では、専門性が非常に強い案件で委員の専門の範囲を超えていると判断した場合に投票除外を適用しているが、その場合も投票除外に含めてよいか。

投票除外は、委員個人としての意見と所属する組織の利害関係が相反する場合で、委員が投票に参加することが不相当であると判断した場合に適用する。

ASME のケースについては棄権を適用して頂きたい。

（3）オブザーバとアソシエートの違いは何か。アソシエートの規定位置が不適切ではないか。

オブザーバは、不定期に参加する傍聴者であるが、アソシエートは、定期的に委員会に参加し、委員と同程度の活動を行う方である。また、アソシエートは、委員会の活動に協力していただける方の受け皿として設けたものであり、将来的に委員になる方を想定している。

アソシエートの規定位置については、規格委員会規程を含めて今後検討することとした。

（4）業種分類のうち、検査機関は第三者検査機関を意味するのか。

ここでの検査機関には、第三者検査機関以外に検査データを取る等の検査業務を行う検査事業者も含めたものと考えて頂きたい。

（5）ASME 規格等に対する著作権の取り扱い及び KHKS の著作権はどのようになるのか。

ASME 規格等に対する著作権については、KHK が判断及び手続きを行う。また、KHKS の著作権は KHK が所有することとなる。なお、免責事項については別途の規定に基づき KHKS に記述することとなる。

（6）ドラフト作成時における加筆訂正を Web 上で行うことができるのか。

今後、KHK として検討していくこととした。

7．議題（4）技術基準作成計画について

事務局より、資料9及び10に基づき技術基準の作成計画について説明を行った。以下の意見交換の後、12名の賛成（3名反対）により技術基準整備計画（案）が可決され、次回技術委員会において承認を得ることとなった。なお、3名の反対は、いずれも安全率4の設備基準についてであり、7日以内に反対理由を事務局に提出することとなった。（提出された資料は別紙参照）

- ・ASMEでは、安全率4から3.5に切り替え済みであり、国内基準も安全率4の別添1から安全率3.5の別添7に切り替えていくべきであり、安全率4の設備基準策定を着手する必要はないのではないか。

高圧ガス保安法では、別添1と別添7の選択権は申請者にあり、多くの申請者が別添1を選択している。安全率4の設備基準策定は、特定設備検査における運用を改善することを目的としており、特定則例示基準の改正に繋げることも考えている。

8．議題（5）ねじ構造の強度設計基準に係る分科会及び解釈専門分科会の設置について

事務局より、資料11に基づきねじ構造の強度設計基準に係る分科会及び解釈専門分科会の設置について説明を行った。出席委員全員の賛成により分科会及び解釈専門分科会の設置が可決された。

委員長より、分科会の主査に小林委員、解釈専門分科会の主査に辻委員がそれぞれ指名された。

9．議題（6）ASME Delegates について

事務局より、資料12に基づきASME Delegates 制度について説明を行った。以下の意見交換の後、出席委員全員の賛成により、ASME Delegates 制度に対し、組織として圧力容器規格委員会を、代表者としてKHK 小山田を登録することが可決された。

- （1）本委員会においてASMEからの改正提案に対するコメント作成を行うこととあるが、どの程度の作業を行うことになるのか。

ASMEからの改正提案のうち、特定則の改正に繋がる案件、圧力容器設備の基準の考え方に変更を及ぼす改正案件等を事務局側で抽出し、抽出した案件に対して本委員会で検討を行っていくことを予定している。

- （2）ASMEへの投票は、圧力容器に関連したものを対象とするのか。
その通りです。

10．その他

- （1）次回委員会を平成18年12月7日（木）13：30～とした。
- （2）本日配布した「溶接施工方法の基準（1）KHKS0702」は、次回委員会での審議対象基準であるとの説明があった。

以上

別紙

技術基準整備3ヶ年計画（資料 - 10）に対する反対理由 （圧力設備（安全率4）基準作成について）

対象となる安全率4の別添1はそろそろ廃止して、別添7の安全率3.5に基準に移行すべきであり、安全率4の基準のこれ以上の策定は不要である。

ASMEも既に安全率4から安全率3.5に切り替わっており、日本の規格も安全率3.5に切り替えていくべきと考えます。従って、安全率4の基準の整備よりは安全率3.5の基準の整備を優先すべきではないかと考え、計画案4項の安全率4の基準案の整備の部分について反対します。

安全率4の圧力容器設備基準はもはや世界の趨勢ではなく、速やかにより革新的な基準に切り替えていくべきである。例示基準別添1の当面の保守は別途実務レベルで行って頂くこととして、委員会活動としては他の基準の新規作成あるいは改訂に注力すべきと考えますので安全率4の圧力容器設備基準の作成には反対致します。